

広島県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成十九年四月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道栗谷河津原線	廿日市市大野字広原山二五六二番一地从先から廿日市市大野字広原山二四〇一番一地从先まで	平成一九年四月九日